水俣病被害の救済と地域の再生に向けたスケジュール（主に不知火海地域）

水俣学講義第6回
2023.10.26 資料5

訴訟を起こされている方 ／ その他の水俣病被害者の方 ／ 原因者（チッソ等） ／ 国・県 ／ 自治体を含む全ての関係者

平成22年度～

3月
熊本地裁が所見を提示

和解の基本的合意成立
（ノーモア・ミナマタ熊本訴訟）

5月～
第三者診断開始

10～11月
和解の基本的合意成立
（ノーモア・ミナマタ新潟訴訟）
（ノーモア・ミナマタ東京・近畿訴訟）

判定結果の確定

3月
和解成立
・平成２３年３月３日　新潟地裁
（原告173名）団体加算金　２億
・平成２３年３月２４日　東京地裁
（原告194名）団体加算金　２億
・平成２３年３月２５日　熊本地裁
（原告2,492名）団体加算金29.5億
・平成２３年３月２８日　大阪地裁
（原告307名）団体加算金　３億

4月
一時金支払いについての同意

補償協定に基づく支払い

5月～
救済の申請の受付開始

5月～
公的診断・判定検討会開始

7月～
手帳の切り替え・交付の開始（療養費の給付）

１０月～
一時金支払い開始
療養手当の給付開始

三団体とチッソの協定締結
（３月２３日）
・水俣病出水の会
20億＋9.5億（福祉事業分）
・水俣病被害者芦北の会
1.6億
・水俣病被害者獅子島の会
0.4億

特別措置法に基づく
一時金の確実な給付

8月
一時金を確実かつ円滑に支払うための財団の設置

9月
環境大臣による財団の指定

9月
(財)水俣・芦北地域振興財団を通じたチッソへの資金の貸付け

１０月
水俣病被害者への一時金の支給開始

１１月
環境大臣から民間金融機関に対して引き続きのチッソの支援の要請

チッソによる事業再編計画の
7月　検討（７～１１月）
補償や一時金支払いのために事業再編が必要な企業としての指定
１０月
将来のチッソ持株会社が負うべき債務の指定（患者補償等法定の債務に加え、銀行債務の一部を持株会社が継承）
１０月
事業再編計画案の概要公表・意見聴取
１１月
チッソによる事業再編計画の策定
１１月
事業再編計画の認可申請及び公表
１２月
環境大臣による認可
３月
事業会社（JNC株式会社）の設立
裁判所による事業譲渡許可
H23.4
事業会社の営業開始
（チッソの持株会社化による税効果を通じた財務健全化）

特別措置法の成立・施行

7月
4月
「救済措置の方針」閣議決定

5月
総理慰霊式参列
祈りの言葉
（責任とお詫びの表明）

7月～
手帳の切り替え・交付開始（療養費の支給）

１０月～
療養手当の支給開始

※特措法第15条、16条の規定により、環境大臣はチッソ持株会社の適正な経営を監督する。

特別措置法の周知徹底

環境モデル都市として
20年７月～ 認定

もやい直し（医療福祉・地域の再生振興）

【再生振興への取組】

H22.8～
水俣・芦北地域振興計画（第五次）の策定と実行

H22.10～
みなまた環境まちづくり研究会の発足

H23.3～
みなまた環境まちづくり研究会報告書（全体構想）

H23.9～
市民＋専門家による円卓会議等の発足

全体構想を分野別に具体化。順次、「環境モデル都市行動計画」、予算などへの反映

H24～
水俣市による環境まちづくり戦略報告書
環境首都水俣創造事業

【保健・医療・福祉への取組】

H22.6～
水俣病被害者等保健福祉ネットワーク企画部会発足

水俣・芦北の保健・医療・福祉のあり方を検討、２３年度以降の施策に反映

※水俣病の悲劇を世界で二度と繰り返さないための水銀条約を採択・署名する外交会議が、平成25年10月に、熊本・水俣で開かれる予定。

平成23・24年度

H23.4
一時金支払い・手帳交付等

※以上の他、水俣地域及び阿賀野川地域で継続中の訴訟団体とも、話し合いの機会を持つよう努めている。
（原告計約20名）

H24.7までの救済措置申請者　計65,151
人熊本県　42,961人
鹿児島県　20,082人
新潟県　2,108人

H23.12
平成23年末までの申請の状況について、国と被害者関係団体で意見交換。

H24.2
申請期間を平成24年7月までと決定

H24.7
申請期間終了
大臣談話等を踏まえた福祉・地域振興の推進

H24～
チッソによる福祉事業の開始（予定）

H23.5
環境大臣の新潟訪問
（和解に基づくお詫びの表明）

救済措置の申請期間見極め

H24.8～
胎児性患者等を対象とする福祉の充実、健康不安者フォローアップの拡大、地域振興など

将来（当面凍結）

救済されるべき方の救済を確実に図るため、以下のような措置を講じる
（株式譲渡される場合は、患者補償のための資金を優先的に確保し、永続的な補償の実現を図る）

チッソ事業会社（JNC株式会社）の株式譲渡（予め、環境大臣の承認が必要）
（条件）・補償のための資金を確保出来ること　・株式譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで、暫時凍結　等

譲渡代金による基金の設立
永続的な補償の実現（※）

一時金借り入れに係る公的債務の返済

※チッソ持株会社は、株式譲渡のいかんを問わず引き続き水俣病の賠償責任を免れることなく負い続けるものである。